

市立函館病院の開放型病床について

1. 開放型病床の概要

- ①目的：患者さんのかかりつけ医師と当院の医師が協力して，通院から入院，退院まで一貫した医療を行い，継続的に高度な治療，検査や手術などの医療行為を行う。
- ②病床数：一般病床 5床（病棟は特定しません）
- ③運用開始：平成29年10月1日より
- ④受入患者：登録した医師からの紹介患者（小児，内科系，外科系，歯科）
- ⑤共同診療：登録した医師が副主治医，当院担当医師が院内主治医となり，診療における最終責任を持ちます。
- ⑥賠償責任：医療事故は，当院職員と登録した医師が処理に当たり，原則として当院加入の医療損害責任保険を適用する。
- ⑦診療謝礼：当院に通院および入院した期間の診療報酬は，当院が請求します。

共同診療した医師には，謝礼単価に基づき診療した日数分をお支払いいたします。（謝礼単価：患者1回 10,000円）

※「開放型病院共同指導料」は診療報酬請求となるため，別途お知らせ致します。

2. 運用の手順（概要）

- ①開放型病床登録医申請書を当院に提出し，当院より登録医証を交付する。
（医師の登録作業は，地域連携課で行います。）
- ②登録した医師から患者を紹介する時には，予約申込書に開放型病床を使用する旨を記載します。
- ③副主治医の診療
 - ア：診療時間は，平日9時～20時とする。
 - イ：副主治医が病棟に入る際には，登録医来院簿に記入する。
 - ウ：副主治医が来院した時には，患者の診療内容や院内主治医との協議内容等を副主治医が電子カルテに入力またはスキャン用紙に記載する。
 - エ：入院後の検査指示等は，原則院内主治医が行い，電子カルテに入力する。
 - オ：手術については，協議のうえ院内主治医が判断する。
 - カ：医薬品および診療材料は市立函館病院採用品を使用する。
- ④退院，転科，転床
 - ア：患者さんの病態によっては，院内主治医と副主治医が協議の上，IC

UまたはECUへ一時的に転床する場合がありますが、状態が安定したら開放型病床に戻します。

イ：患者さんの退院は院内主治医と副主治医との合意により決定します。退院後の治療方針についても、両者の合意により行います。